

平成19年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

平成20年7月18日
独立行政法人日本貿易保険

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成19年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成19年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を締結するべく検討を開始するとともに、平成20年度からの環境配慮型契約の本格的な実施に向け、以下のとおり具体的な運用の準備を行うなどの取組を行った。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の調達、自動車の購入、省エネルギー改修事業（E S C O事業）及び建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務のうち、当法人で使用する電気の調達及び省エネルギー改修事業（E S C O）事業に関しては、当法人が民間ビルの一テナントであることから、賃貸借契約上、独自に電気の供給を受ける契約を締結し、E S C O事業を実施することは困難であることを確認した。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

環境配慮契約を推進するための当法人における体制として、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に基づき設置された「独立行政法人日本貿易保険グリーン調達推進体制」を活用することとした。

自動車の購入に関連して、自動車のリース契約の更新に際しては、リース価格及び環境性能を総合的に評価して、その結果がもっとも優れた提案をした者とリース契約を締結することとした。

建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務については、当法人の関係部署に対して環境配慮型プロポーザル方式の実施に関し、周知を行った。